

東北地方太平洋沖地震被災者支援「あさひかわサポートネットワーク」

規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会の名称は『東北地方太平洋沖地震被災者支援「あさひかわサポートネットワーク」』（略称：被災者支援あさひかわサポネット）とする。

第2条(所在地)

この会の事務局を旭川市永山3条19丁目5-11 旭川ふるさと旅行 内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この会は東北地方太平洋沖地震被災者を支援することを目的とする。

第4条(事業)

この会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 義援金募金活動
- 2) 支援物資の旭川での収集ならびに被災地へ届ける
- 3) 被災者の旭川への一時避難支援活動
- 4) 被災者の旭川への移住支援活動
- 5) その他被災地域に対する支援活動全般

第3章 会員

第5条(構成)

この会は会の目的に賛同する者で構成する。

第6条(入会)

この会の目的に賛同する者は誰でも入会することができる。

第7条(退会)

会員は退会の意思を代表に伝え、任意に退会することができる。

第4章 運営

第8条(会議)

会議は総会、定例会、役員会とする。

第9条(総会)

総会はこの会の最高の意思決定機関であり、会員をもって構成する。

第10条(定例会)

定例会は必要な案件が発生した都度行う。

第11条(役員会)

役員会は活動計画の企画・立案及び定例会の議題等について審議する。

第5章 役員

第12条(役員)

この会に次の役員を置く。代表1名、副代表若干名、事務局長1名、事務局次長若干名。

第13条(選出)

役員は会員相互の互選によって選出する。

第14条(任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第15条(代表)

代表は会を代表して、会の運営を行う。

第16条(副代表)

副代表は代表を補佐し、代表が欠員の際には代表の職務を代行する。

第17条(事務局長)

事務局長は代表を補佐し、会計全般を担当する。

第6章 財政

第18条(資産及び会計)

会の財政は寄付金によって賄う。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条(拠出金品の不返還)

既納の寄付金及びその他の拠出金品は返還しない。

第7章 規約の変更

第20条(規約の変更)

この会の規約は会員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

ただし、軽微な事項にかかる規約の変更についてはこの限りではない。

第8章 雑則

第21条(細則)

この規約の施行について必要な細則は役員会の議決を経て、代表が適宜定める。

付則

①この規約は2011年6月28日から適用する。

②2013年度役員は次の会員とする。

代表： 安住太伸

代表代行： 上村有史

副代表： 和田 徳久 安倍 利佳

事務局長： 喜久野夕介